

会 議 録 目 次

平成 2 1 年 第 4 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 (第 1 日 目)

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 (金) 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	第22号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第 4	第23号議案 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
日程第 5	発議第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
	(閉 会) ……………	1 4

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|       |   |         |
|-------|---|---------|
| 町     | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町   | 長 | 三 宅 信 行 |
| 総 務 部 | 長 | 園 山 純   |
| 総 務 課 | 長 | 植 野 敏 彦 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 査 | 森 原 宏 生 |
| 主 任 主 事 | 中 村 修 介 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 第22号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 第23号議案 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 発議第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成21年第 4 回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 5 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より5番、宗像議員、6番、桑原議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決しております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第3、第22号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は条例改正2件を提出させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、第22号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じて、平成21年6月に支給する職員の期末手当及び勤勉手当に関し減額するため、特例措置を設けるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させますので、お願いいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。初めに、今回の人事院勧告についてご説明いたします。資料の

「期末・勤勉手当の減額について」をお出してください。今回の人事院勧告は、民間の夏季一時金が減少している状況を反映する方向で技術的に行われました。その内容でございますが、6月期分の期末手当から0.15月分と、勤勉手当から0.05月分の、合わせて0.2月分を減額し、1.95月分を支給するものでございます。また、8月に行われる定例の勧告では年間を通じた調整についての勧告が予想されております。なお、6月期分の期末・勤勉手当につきましては6月1日が基準日となっておりますので、臨時議会の開催をお願いしたものでございます。

それでは、第22号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。議案書の1ページをお開きください。今回の改正は、国の人事院勧告を踏まえ、これに準じ所要の改正を行うものでございますが、あくまでも暫定的なものでございますので、本則には触れず、附則に第12項として、先ほどもご説明しました6月期分の期末・勤勉手当の支給率の減を特例措置として追加したものでございます。また、第15条第3項及び第16条第2項第2号中を記載しておりますが、これにつきましては再任用職員に適用するものでございまして、ただいまのところ、対象職員はおりません。この改正条例の施行期日は公布の日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。まず最初に、特例措置というのが今言われましたけれども、特例措置の具体的な中身を1つ、これをお尋ねします。

2つ目には、全協でも言いましたけれども、民間の中小企業であるとか零細企業、今交渉中のところがかかなりあるんですね。それは賃上げの交渉なんですけど、このことによって賃下げが圧力をかけるのではないかと、このように私なりに思うんですけれども、個人消費を伸ばすためにも労働者の賃上げこそが内需拡大につながるというように考えるわけですけれども、麻生内閣のこの景気対策、これに逆行しておるのではないかと、このように思うんですが、この点について2点目にお尋ねします。

3つ目には、9月に衆議院の選挙、もう任期満了になるわけですけれども、明らかに今回の人事院勧告は今までにない状況で勧告をする。これは政府与党が圧力をかけて人事院勧告を、本当は8月じゃけれども5月にやらせてきた。選挙目当ての与党の思惑に沿って、ルールを無視したごり押しのこういう状況であるというように思うんです。こ

の問題について私はどうも納得ができないというか、党利党略のためのこうした人事院勧告に従っての提案だというように思うんですが、その点はどのように考えるかということですか。

4つ目には、今、雇用状況が非常に悪化しておるわけですが、2月の完全失業率、これが4.4%になる。有効求人倍率は9カ月連続で下げて、厚生労働省が3月末に発表したのも、今の非正規雇用の首切りだけでも19万人。こうした中で、派遣労働者への置きかえであるとか賃下げであるとか下請いじめ。私は今の本当の政治のやり方は、こうした大企業が下請や賃下げをしてため込んだ内部留保金を吐き出して国民の懐を豊かにして景気を回復させる、これが本当の政治の役割だというように思うんですが、これについてどのように考えますか。この4点をお尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）今回の人事委員会の特例措置というのは、期末手当1.4月分を0.15減額して1.25月分とすること、それと勤勉手当を0.75月分から0.05月分減額して0.7月分とするものでございます。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）2点目のご質問の、民間はまだ賃上げの交渉中である、圧力がかかるのではないかと、それから内需拡大に逆行しているのではないかとということでございますけれども、これは人事院が、過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年マイナス幅がうかがえるというようなことで、異例の調査をされました。それによって提示されたものでございます。それが今交渉中のものにどういう作用を及ぼすかというのはわかりにくいところではございますけれども、全体としてその出ている中の計数は大幅に下がっている、業種では若干違いがございますけれども下がっているということでされたものでございますので、公務員のボーナスが下がったことが内需拡大とどういう相関関係になるかどうかは判断しかねるところでございます。

それから、与党の選挙前の思惑ではないかというご質問でございますが、それについては私どもで答えることはできないことです。

それから、雇用状況の悪化、それから雇用率が下がって非正規の首切りということでございますけれども、地方公共団体も雇用を確保するという役割はあるところでございますけれども、その中でも公務員の手当の引き下げというものにつきましては、本町だけがそれを無視はできないし、今、全体として給与カットもしておりますけれども、そ

の全体の状況の中で考えまして、受け入れざるを得ない範囲であろうということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）深くは質疑をいたしませんけれども、国家公務員で30万人、地方公務員で300万人、今回国家公務員で平均8万円下がるということになっておりますけれども、合わせて1,000億円が今回のこの問題で大きく影響を捻出するというような状況になってきておるわけです。政治の姿勢として、景気を回復させるためにこれまで2兆円の定額の給付金をばらまいて、さらに15兆円を1年限りでてこ入れするという状況の中でこうして減額をすること、私は、国の政治もそうですが、地方の政治も逆行しているというように考えるんですが、その点は部課長は答弁が難しいと思いますので、町長、これはどう思われますか。深くは追及しませんけれども、政治の姿勢として逆行しているというように私は思うんですが、その点はどうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに今回の減額の件につきましても賛否両論いろいろございます。しかしながら、今日の経済情勢、国の状況から判断いたしまして、県とか国のそういう人事院の勧告というのは本当に真摯に受けとめなくちゃいけないというように判断しております。そうした中で、個々の考え方がいろいろ皆さんあるわけでございますが、それに従って我々は進めていきたい、こういうように考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。提案理由の中に人事院勧告の給与勧告と国家公務員の改定というふうに理由が述べられているわけなんですけど、人事院勧告というのは、皆さんご承知のように、民間企業のいろんな給与ベースを計算された中で、ある程度勧告されるということだと思います。それに基づいて国家公務員の給与が決まってくるわけなんですけど、まず1つはラスパイレス指数、これをお聞きしたいんですが、人事院勧告で基本的に国家公務員よりも地方公務員は引き下げなさいというような勧告がなされているかどうか。多分ないとは思いますが、地方自治で決めておる実態があると思いますが、まずそのラスパイレス指数が幾らぐらいであるのか。そこらをかんがみたときに今回の措置が、その考え方が正しいのかどうか、それをお聞きします。

2点目、今回の対象なんですけど、暫定的に、それから技術的にと今説明されたと思うんです。あくまでも暫定的な措置ですよ、技術的にはこういう方法がとられていますよ

というふうに説明を受けたと思うんですが、国家公務員の勤務時間がどのようになってくるのか。それから、地方公務員は我々のところでは8時間というふうに勤務時間はなされておると思いますが、国家公務員がどのようになっているのかということと、その勤務時間にもし差異があるのならば、期末・勤勉手当0.05を落としてくるわけなんです、期末・勤勉手当というのは基本的にはその仕事に対する勤勉の報酬というふうに理解していいと思いますが、その時間数が増えれば勤勉手当は増えているという、増やす方向の物の考え方が普通一般に考えられる方向だと思うんです。ところが、今回は切り落としていくと。国家公務員と同じように勤勉手当を切り落としていくというふうに言われているんですが、それが実態と今回の提案に差異があるように感じますので、その点を明確にしていきたい。

それともう1点は、あまり勤務時間等のことを言うと今度は町民サービス、住民サービスの関係が少しいろんな問題点が起きてきますので、勤務時刻、こういったものの変更。要するに、簡単に言えばフレックスとかそういったところの導入等も含めた勤勉手当の関係はどのようになるのか。もし変更ができるのならば、勤務時刻、今は8時半から5時30分というふうになっておりますが、例えば10時半から6時半ですか、そういうふうな形で、1日の勤務時間は8時間でありながら勤務時刻を変更する、シフトしていくというような関係も含めて。その3点ほどを質疑いたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）まず、ラスパイレス指数につきましては、当町につきましては平成20年度は96.5でございます。

それと、特別措置ということにつきましては、この提案でもお願いしておりますとおり、本則には触れず臨時的に、一時的にこの6月期について附則でうたって減額をするというものでございます。

それと、国家公務員の勤務時間でございますが、職種によっていろいろばらつきはございますが、原則8時30分から17時30分で、うち1時間休憩を持つというものでございます。

フレックスタイムの導入ということでございますが、これにつきまして職員数、それとそれぞれの施設等の勤務の状況等もございますので、一概に導入が正しいかどうかというのはまだ検討課題だと思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○ 8 番（西田）国の勤務時間、これをきちっと答弁していただきたいということと、その勤務時間は今の町におかれている勤務時間、これはどのような状態になっているのか。

○ 議長（久留島）総務課長。

○ 総務課長（植野）国家公務員の勤務時間につきましては、当町の職員と同じように 8 時 30 分から 17 時 30 分まで、うち 1 時間の休憩時間を持つというものでございます。

○ 議長（久留島）西田議員。

○ 8 番（西田）国の勤務時間等は 8 時 30 分から 17 時 15 分じゃないですか。要するに結局何が言いたいかというと、勤務時間に対して、国の実施している勤務時間よりもうちの勤務時間は多い状況にございますよね。その多い状況にある、要するにそれは勤勉しているんじゃないかというふうにとらえられる。その中にありながら、なおかつ勤勉手当を 0.05 落とされるというふうに見えるんです。そこが実際に時間数をそのままにしておいて手当は下げますよというふうには今回は、暫定ですが、提案されてきているように思えるんですが、そこらが、技術的にと最初に言われたんですが、技術的にこの配慮は正しいのかどうかというのが見えないんです。3 回目になりますから、最後になります、そこをやっぱりはっきりと説明していただかないと、完全に国の給与改定にスライドしているわけじゃないんです、うちは。うち独自でやられていますし、さっきも言われたように、ラスパイレスは 96.5 というふうになっておりますので、それから考えたときに、基本給全体を落としていますよ、勤務時間は長くしなさいよと。それでなおかつ今度は勤勉手当は逆に落としますよと、こういうふうに言われているんですが、暫定的だったらその意味の理解は私もできないことはないんですが、技術的な方法としてそれが正しいのかどうかというのが見えないんです。その点を明確に答えていただきたいと思うんですが、お願いいたします。

○ 議長（久留島）総務課長。

○ 総務課長（植野）申し訳ございませんでした。国家公務員につきましては現在は 8 時 30 分から 17 時 15 分で、15 分ほど短くなっております。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○ 議長（久留島）総務部長。

○ 総務部長（園山）人事院勧告の取り入れ方という話でございますけれども、15 分の時短につきましては前回の人事院勧告です。それで、これを取り入れておるところが若干ございますけれども、いわゆる景気が低迷しておる昨今に時短をするということは時間単

価が上がるという批判がございました。それでなかなか踏み切れないでおるところでございませうけれども、今回手当を引き下げるといふことと相まって同じように取り入れるべきではないかといふ、これは人事院勧告の本来の趣旨でございませう。けれども、マイナスの面だけ取り入れて、プラスの面を職員に反映しないといふことでもございませうけれども、やっぱり皆さんの理解を得られる状況になれば、これはその段階でまた判断して考えていくべき事項だろうと思ひます。

○議長（久留島）西田議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第51条の規定により特に発言を許可します。西田議員。

○8番（西田）一番危惧するところは勤務時間。勤務時間を国は下げております。それも含めて今回の勧告は当然出されているとは思ひますがね。要するに単価といふ話を出されたわけですが。だから、やっぱりその関係と今回なおかつ勤勉手当を落とされていく。そうなると、要らんことを言うちゃいけないんですが、職員等のモラルの関係、モチベーションの関係が少し気になる点がございませう。先ほど言われたように、暫定的にといふふうに言われたんですが、これは今年度限りきちっと精査されるといふふうには理解してよろしいのかといふことと、その後、時短に関しての今後の考え方、それはどのようにされるのか、お願いいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）時短の考え方につきましては、先ほども申しましたように、今後の状況を見ましてそれはまた考える必要があるかと思ひます。

それから、減額の措置につきましては、これは今回限りの景気を見た対策ではございませうけれども、景気がまたずっと低迷していつて一般の状況と公務員の給与が乖離するような状況であれば、それはまた同じように勧告が出ますでしょうし、本町としてもそれは重々考えていく必要があるだろうと思ひます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第22号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いての議案に反対討論を行います。

公務員一時金0.2カ月減、人事院勧告は臨時に勧告しております。人事院は5月1日、民間で夏季一時金の大幅削減が見られるとして、既に決まっている国家公務員の夏季一時金、期末・勤勉手当を0.2カ月分減額するよう国会と内閣に臨時勧告をいたしました。勧告どおり実施されますと、6月に2.15カ月分支給される予定が1.9カ月分となり、一般行政職で平均8万円も減額されます。公務員は労働基本権が剥奪されているため、人事院が民間の賃金を調べて8月に勧告を出しておりますが、前倒しで減額を勧告するのはこれが初めてであります。一時金カットは自民・公明が求めたもので、人事院は政治的圧力に追随し、これにより、内需拡大による景気回復に逆行するものです。このほか、勧告は審議官以上の幹部職員の一時金について、勤務実績について格差をつけることも提起しておりますし、時の政権与党言いなりの公務員づくりをねらう公務員制度改革に追随する賃金制度の改定も打ち出しました。人事院が既に決まっていた公務員の夏季一時金6月支給をカットする勧告をしたことは、内需拡大による景気回復に逆行し、労働基本権剥奪の代償機関としての役割を投げ捨てて、政府与党の政治的動きに追随するものであります。

公務員の賃金は、前年冬と当年夏の民間支給額を調べて8月に人事院が勧告する仕組みになっております。例年どおりの調査は行うものの、その前に一部企業の調査をもとに削減を勧告したものであります。民間の一時金削減が相次いだので、公務員の夏季一時金も削減しようというものであります。もともと勧告は夏の一時金支給に間に合わないため年末一時金に反映されており、時間差はあっても全体としては水準調整が行われる仕組みになっております。それを無視して前倒しで削減をするなどというのはルール無視も甚だしいものであります。一時金カットは自民党が減額法案を検討し始めたことが発端であります。これは選挙向けに、公務員をたたいたとアピールすることや、ルール無視の賃下げ実績づくりがねらいで、党利党略以外に何物でもありません。公務員の一時金削減は、いまだに賃上げ交渉を行っている中小企業の賃金を抑え込み、審議が始まる地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせるものであります。これにより地方公務員の一時金カットも全国で広がり、本日提案されているのであります。この影響は景気回復にどれだけ影響するかははかり知れません。内需拡大による景気回復を求められ、国民に2兆円という定額給付金を配り、現在は15兆円の補正予算でとてつもない1年限りばらまき政策を行おうとして内需拡大を言いますが、これでは内需を冷やす一時金削

減をあえて前倒しして行うことは、道理はどこにもありません。消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかならず、国民生活と日本経済より党利党略優先を厳しく指摘し、反対討論を終わります。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。第22号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

今回、人事院は、本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、公表された民間労使の資料によると、製造業では前年比で大幅な減少となっているのに対し、それ以外の一部の産業ではほぼ前年並みとなるなど、業種による相違が大きかったにいたしましても、過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年度比マイナスとなることがうかがえたことにより、このような急速かつ大胆な一時金の減少は極めて異常な事態であり、人事院としても民間企業の春季賃金改定期における冬季一時金の決定状況を6月期の特別支給の基準日である6月1日前に把握する必要があると考えられて、5月から行う実態調査とは別に緊急にその決定状況を把握するため、平成21年4月7日から4月24日に特別調査を実施されました。その結果、夏季一時決定済み企業における対前年比増減率は14.9%という結果になっておりました。これを受けまして、広島県の人事院も4月21日から4月30日まで独自に実態調査を実施されまして、昨年の夏季一時金の支給割合に比べ、16.1%減少すると算出されております。その結果、私は海田町の職員の給料は決して高くないと承知はしておりますけれども、この今、大不況の中での人事院の結果、賛成せざるを得ません。また、この人事院勧告は昭和35年からスタートいたしまして、前回の不況により平成14年、15年、17年に初めて減額の人事院勧告を出されておりました。今回、世界的な不況で新たに減額の人事院勧告となっております。

私は意見を述べさせていただきたいんですけれども、地域手当についてでございます。広島市は現在4級地で、給料の月額、特別調整手当の月額、扶養手当の月額を足したものに対してこの100分の7が支給されておるんですけれども、海田町は100分の3でございます。広島市の場合は平成23年度からは100分の10が地域手当として支給されることとなっております。海田町は安芸区に囲まれている地域でございまして、本当に海田の職員は大変安い賃金で頑張ってくださいっていると私は評価をいたしております。ただ、1点どうしても今後考えていただきたいと思っておりますのは、平成21年2月20日、行財

政健全化計画の実施ということで職員の給与の特例に関する条例を制定いたしまして、給料表適用職員のうち職務の級が5級以上の職員の100分の3をカットするという条例制定をいたしまして、現在100分の3がカットされておりますけれども、このように人事院勧告は景気の動向によって減額も行っておりますので、町単独の、行革といえども、給与には減額という決定、人件費を削減という方向では十分審議をしていただきたいと意見を追加させていただきまして、賛成討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）いずれの討論でございますか。

（「賛成討論です」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来説明がございましたように、提案理由の中に人勧の給与勧告、それと国家公務員の給与改定というふうを示されておまして、基本的にこれは世情をあらわした給与体系というふうに私は理解しております。その説明の中に、技術的には少し問題があるんですが、暫定的に今年度の措置ということでございますので、一応賛成の意向を示したいということです。しかしながら、勤勉手当0.05減すという問題に関しては、先ほど質疑いたしましたように、時間の考え方からすれば単価的にますます悪くなる傾向にございます。その時短に関しては今後研究していくというふうに答弁を受けておりますので、それらを踏まえて、なおかつもう1点は、前期・後期と分けていいかわかりませんが、今回の措置はあくまでも夏の期末・勤勉手当に関する措置だと。あと残りがまだ抱えておりますので、そこらのところで少し調整する可能性も含まれておることから、この2点を踏まえて、今回はあくまでも暫定ということで賛成したいというふうに思います。終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りします。

第22号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第23号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第23号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の改定方法を考慮した一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の減額に準じ、平成21年6月に支給する期末手当を減額するための特例措置を設けるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第23号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。今回の改正につきましては、先ほどの一般職と同様に、人事院勧告に準じて改正するものでございます。なお、この条例は町長、副町長にかかわるものでございます。改正内容でございますが、6月期分の期末手当を0.2月分減じて1.925月分とするものでございます。こちらも特例措置としてのもので、附則に1項を追加しております。資料「期末・勤勉手当の減額について」の1ページに特別職に係る期末手当支給率を載せておりますので、ご覧ください。この改正条例の施行期日は公布の日から施行します。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第23号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、発議第8号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（久留島）本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第8号について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおりこれを決めます。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成21年第4回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前9時44分 閉会